

令和8年第2回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和8年2月25日（水）午後1時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 14名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行	13番	境 政一
14番	長谷川一夫	15番	原 範子		

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之
係 長 堀越 桃花 主 幹 山本 宗宏

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 現況確認証明願について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第4号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について
報告第6号 令和8年農作業標準賃金及び農地賃借料情報について
報告第7号 神栖市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について

○議事内容

<p>議 長</p>	<p>(開会：午後1時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和8年第2回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、9番安藤和利委員、10番大塚徹委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において農地所有適格法人である譲受人が、ピーマンを作付けする計画です。譲受人はトラクター2台、粉砕機1台、ブレンダーキャスター1台を所有し、構成員5人で農業に従事しており、譲受人は法人であるため、定款や法人の登記事項証明書書類等を確認しております。また、農地所有適格法人の要件をすべて満たしており、農地所有適格法人であると判断しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>はい、12番坂本です。2月16日に申請地の利用状況等の現地確認を行い、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において農地所有適格法人である譲受人が、千両、若松、枝物等を作付けする計画です。譲受人はトラクター2台、トラック5台を所有し、構成員4人で農業に従事しており、譲受人は法人であるため、定款や法人の登記事項証明書書類等を確認しております。また、農地所有適格法人の要件をすべて満たしており、農地所有適格法人であると判断しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

5 番 はい、5番溝口です。特にございません。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3について事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自家消費のため贈与による所有権の移転であり、申請地において根菜類を作付けする計画です。また、譲受人は、耕運機を所有しており、年間約150日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
議 長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番安藤です。2月14日に申請地現地確認を行いました。特に問題ないと判断しましたが、委員の更なるご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
事 務 局	<p>事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電事業者が、太陽光パネルを180枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融</p>

機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和8年2月18日、現地調査は、坂本農地部会長、田内委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

3番 はい、3番松沢です。2月22日に現地を確認しました。申請地は荒廃農地の一角であり、現地調査委員の説明のとおり私も許可相当と思います。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建

の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、農地部分の面積が266㎡、非農地部分の面積が60㎡となっており、計画面積は適正と思料されま

す。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

7番 はい、7番宮本です。2月24日に現地確認をしました。申請地は車が入り出している状況で、農地としては利用していない状況でしたので、現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、使用貸借による申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある

農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と史料されます。申請内容は、借受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と史料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

12番 はい、12番坂本です。2月16日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。

議長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、番号5でございますが、本案件については、鈴木茂委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、鈴木茂委員は審議終了まで退席していただきます。

(鈴木茂委員 退席)

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号5について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は砂利採取ということで、賃貸借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、借受人が砂利採取を行う計画であり、事業全体の総面積は8,200㎡で、すべて農地となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者が水稻の作付けをする予定で、農地復元計画書が添付されております。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。また他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しと、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。なお、土地改良区域内の農地であるため、波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了してしております。農用地区域内農地は、原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号5の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

5番 はい、5番溝口です。2月25日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上でございます。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
審議が終了しましたので、鈴木茂委員は入室してください。

(鈴木茂委員 入室)

議 長 次に、番号6について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号6について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と史料されます。申請内容は、譲受人が木造二階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号6の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありました。ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号7について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号7について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、農地部分の面積が357㎡、非農地部分の面積が22㎡となっており計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号7の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

12番 はい、12番坂本です。2月16日に現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。

議長 事務局及び担当委員の説明がありました、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、番号8について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号8について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人である太陽光発電事業者が、太陽光パネルを164枚、パワーコンディショナーを10台設置する計画であり、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。議案第2号、番号8の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
3 番	はい、3番松沢です。現地を確認しました。トラクターで耕起すればいつでも農地に再生できそうな土地に見えましたが、周辺の状況を見ますと農地としては生産性の低い土地のようにも感じました。また、隣接地は太陽光発電設備がすでに設置されており、転用に関しては特に問題はなく、私も許可相当と思います。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありました。ご意見ご質問等ございませんか。
	〔議事進行〕の声あり
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	〔異議なし〕の声あり
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	<p>(議案第3号)</p> <p>次に、議案第3号「現況確認証明願について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局。</p>
事 務 局	<p>はい、事務局の堀越です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。はじめに、非農地証明願、番号1、番号3、番号4でございますが、隣接地のため一括してご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域内にある農地で、20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が田、畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、非農地証明願、番号2でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域内にある農地で、30年程前から未耕作の状況であり、農地台帳地目変更のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。以上でございます。</p>
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。
10 番	はい、10番大塚です。議案第3号の現地調査結果をご報告いたします。番号2、3、4の調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様で

	<p>ざいます。また、番号1の調査日及び調査委員につきましては、令和8年2月4日、現地調査は、境会長、立花農地副部長、事務局2名と私の計5名で行いました。願出人、願出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり、番号1ないし番号4は、非農地に認められると判断いたしました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議 長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。</p>
議 長	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。なお、同法第18条第5項第2号に規定する、借受人の経営面積、従事日数などに関する要件は満たしていると思料されます。事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p>
農 林 課	<p>はい、農林課の富田です。総括表をご覧ください。今回提出している農用地利用集積等促進計画(案)は、貸借期間10年の農地6筆、9,685㎡についてです。内訳につきましては、田の新規集積が3筆で4,930㎡、畑の新規集積が3筆で4,755㎡になります。畑3筆の新規集積につきましては、資料のとおり本郷高野地区基盤整備事業により、2筆に換地される予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「議事進行」の声あり)</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>(報告案件)</p> <p>次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第7号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第7号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は3件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、権利取得理由は農地中間管理機構が行う特例事業の用に供するためということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は3件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第4号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方務局鹿嶋支局からの照会が1件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。次に、報告第5号、「茨城県農業会議諮問に関する答申について」でございますが、当該案件につきましては、令和8年1月26日の神栖市農業委員会総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和8年2月16日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。次に、報告第6号「令和8年農作業標準賃金及び農地賃借料情報について」でございますが、農作業標準賃金については、農業委員会等に関する法律第6条</p>

第3項第2号に基づき、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務が規定されております。これに基づき、農作業の受委託を行う場合の目安にするものであり、参考の賃金となる金額です。令和7年の農作業標準賃金と当該（案）を比較しますと、一般作業8時間あたりの料金が前年比560円の増額となっており、その他については昨年と同額でございます。農地賃借料情報については、農地法第52条に基づき、令和7年1月1日から12月31日までの1年間、農地法第3条の許可や農用地利用集積等促進計画など、公告が行われたデータをもとに、田畑の賃借料の著しく割高及び割安を除いた平均値を算出したものであり、参考の賃借料となる金額です。令和7年の農地賃借料と当該（案）を比較しますと、田の部の平均額が昨年比500円の増額となっており、その他については昨年と同額でございます。これらは、近隣市町村の動向を鑑み、また茨城県最低賃金を参考とし、検討した結果、議案書のとおりとなりました。なお、本会で報告後、神栖市ホームページ等により広く周知していく予定でございます。次に、報告第7号、「神栖市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について」でございますが、昨年12月に各委員の皆様へタブレット端末の貸与が完了したことに伴い、今後農業委員会内で運用していくための基準を定めたものでございます。本基準を制定するにあたり、1月26日に開催された特別委員会で承認を得たため、今回報告をするものでございます。詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますのでお目通しをお願いいたします。報告案件は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして令和8年第2回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会：午後2時11分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人